

あなたと共に。未来を育てる。



2025年12月

## 未使用の手形・小切手用紙の買戻しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」のもと、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています（ご参考：<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2021/n071901/>）。手形・小切手の電子化は、管理リスクの低減、事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。

東日本銀行は、こうした手形・小切手の電子化に向けた取り組みとして、2024年4月1日以降に当行が発行をした未使用の手形・小切手用紙について買戻しいたします。

### 記

#### 1. 概要

買戻受付期間	2026年4月1日(水)～2026年10月30日(金)
対象物件	2024年4月1日以降、1冊11,000円(税込み)で販売した未使用の手形・小切手用紙 <b>※ただし、次の手形・小切手用紙は買戻し対象外となります。</b> 1 金額の記入がある手形・小切手用紙 2 当座預金解約済の手形・小切手用紙 3 控え(一般的に「耳」と呼ばれる部分)が切り離された手形・小切手用紙 4 個人当座小切手帳
買戻金額	1枚220円(税込み)で買戻し (例)220円×10枚(残数)=2,200円
対象となるお客様	・「東日本ビジネスIBサービス」または「東日本ビジネスコネクト」をご契約のお客さま (新規申込を含みます) ・当座預金をご解約されるお客様

※買戻方法、入金方法の詳細につきましては、後日あらためてお知らせいたします。

#### 2. ご注意点

- 2026年1月5日(月)以降は、小切手に代わり当座預金払戻請求書による払戻手続きができます。
- 当座預金払戻請求書帳については、2025年12月22日(月)より、1冊(50枚綴り)11,000円(税込み)にて発行予約受付を開始しております。お渡しは2026年1月5日(日)以降になります。
- 引き続き小切手による払戻しも可能ですが、最終振出期限は2026年9月30日(水)になります。
- 手形・小切手用紙を購入された時期がご不明の場合には、お取引店にお問い合わせください。

- ・未使用の手形・小切手用紙の買戻しにあたりましては、お客様の商品等の売上ではありませんが、課税事業者である場合は、経理処理におきまして、消費税分を含む課税売上高として計上いただく必要があります。詳細なお取り扱いはお客様の顧問税理士等にご確認ください。

**<手形・小切手の全面的な電子化について>**

東日本銀行では手形・小切手の電子化に向けた代替サービスとして、「東日本銀行でんさいサービス(※)」や「東日本ビジネス IB サービス」をご用意しております。お客様におかれましても、電子決済手段への移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

- 東日本銀行でんさいサービス : <https://www.higashi-nipponbank.co.jp/corporation/payment-services/corporate-internet-banking/densai/>
- 東日本ビジネス IB サービス : <https://www.higashi-nipponbank.co.jp/corporation/payment-services/corporate-internet-banking/business-ib/>

※ご利用にあたっては、当行所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>  
東日本銀行 インフォメーションセンター  
フリーダイヤル 0120-600185  
(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前 9 時から午後 5 時までです。)